

都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

招 集

令和6年11月18日（月）午前10時 議会委員会室

出席委員（9名）

（委員長）西 野 太 一 （副委員長）吉 岡 古 都
門 脇 一 男 津 田 幸 一 中 田 利 幸 錦 織 陽 子
森 田 悟 史 森 谷 司 渡 辺 穰 爾

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

【経済部】若林部長

【文化観光局】石田局長

〔観光課〕田仲課長 宮前観光戦略担当課長補佐 諏訪観光戦略担当係長

〔スポーツ振興課〕成田課長 松永課長補佐兼スポーツ振興担当課長補佐
久城スポーツ振興担当係長

〔文化振興課〕大塚課長 林課長補佐兼文化振興担当課長補佐
岩田文化振興担当係長 原文化振興官

【都市整備部】伊達部長

〔都市整備課〕本干尾課長 中原米子駅周辺整備推進室長
野嶋米子駅周辺整備推進室係長

〔道路整備課〕山中次長兼課長 足立課長補佐兼交通安全施設担当課長補佐
長田交通安全施設担当係長

〔建築相談課〕神門課長 岸崎建築審査担当課長補佐

【上下水道局】朝妻局長

〔経営企画課〕石田副局長兼課長 濱田副技術監兼計画推進担当課長補佐
山根計画推進担当係長

〔総務課〕湯崎次長兼課長

〔浄水課〕岡田課長

〔水道設計監理課〕長澤課長

〔水道管路維持課〕結城課長 吹野維持管理担当課長補佐

出席した事務局職員

松田局長 田村次長 森井議事調査担当局長補佐

傍 聴 者

稲田議員 伊藤議員 岩崎議員 大下議員 岡田議員 奥岩議員 田村議員

塚田議員 戸田議員 松田議員 矢田貝議員

報道関係者2人 一般2人

報告案件

- ・日野川東部配水区再編事業について（報告） [上下水道局]
- ・米子駅北広場の再整備に伴うタクシーロータリーの規制について [都市整備部]

- ・日野橋のＰＣＢ除去に伴う修繕工事及び今後の在り方について [都市整備部]
- ・改正建築基準法・改正建築物省エネ法の施行に向けた取り組みについて [都市整備部]
- ・「元老人憩いの家」跡地利活用促進事業について（報告） [経済部]
- ・米子アリーナ整備事業の進捗状況について [経済部]
- ・指定管理者候補者の選定結果について [経済部]

~~~~~

午前10時00分 開会

○西野委員長 ただいまから都市経済委員会を開会いたします。

中田委員から都合により開会に遅れるとの申出がありましたので、御報告いたします。

本日は、お手元に配付しております日程表のとおり行いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、当局から7件の報告がございます。

初めに、上下水道局からの1件の報告がございます。

日野川東部配水区再編事業について、当局からの報告をお願いいたします。

瀧田副技術監。

○濱田副技術監兼経営企画課計画推進担当課長補佐　そうしますと、日野川東部配水区再編事業について御報告させていただきます。

資料のほうを通知させていただきます。よろしいでしょうか。

そうしますと、第1期工事（石州府水源地開発事業）の進捗状況と第2期工事の概要について報告させていただきます。

事業実施の経過としまして、平成３０年に策定しました米子市水道事業基本計画において、危機管理について水源地間の水融通によるバックアップ体制の確立などの円滑な水運用が課題とし、その対応について検討してまいりました。

令和３年度に石州府にある旧工業用水道を上水道へ転用することで新たな水源の確保に  
めどが立ったことから、日野川の東部地区の各配水区域を再編成しまして、安定供給を維  
持するための水運用の効率化と緊急時におけるバックアップ機能の強化を図るものでござ  
います。

まず、第1期工事の進捗状況を参考資料2を見ながら報告させていただきます。

資料を通知させていただきます。よろしいでしょうか。

まず、図の一番下の真ん中辺りになるんですけども、石州府水源地で取水しました水を目下水源地に送水、運用することで東部地区配水エリアの再編による効率化を図ります。

ちょっとこの参考図では分かりにくくて申し訳ございませんけども、一例としまして、  
 現在日吉津エリアにつきましては日野川の西側にあります中央配水池、こちらから旧日野  
 橋の添架管を經由して供給しておりますけども、かねてから添架管につきましては地震と  
 か豪雨災害、こういった災害時の安全性の課題があることや更新時に多額の費用がかかる

ことから東部地区は東部の水源で賄いたいという考えがございました。この参考図の図面の茶色い太線矢印で示しておりますけども、下郷や淀江町の福井地区、佐陀地区、この連絡管を整備することで日吉津エリアも含めまして東部配水区の再編を行ってまいります。

また、石州府水源地から水浜水源地を経由しまして戸上水源地へ送水することで日野川の西部域へのバックアップ機能も強化いたします。

最初の資料に戻ります。資料を通知させていただきます。

進捗状況につきましては、今年度、令和6年度に石州府水源地の運用を行いまして、令和7年、8年度に連絡管を整備しまして、令和8年度、9年度で配水区を再編してまいります。

ここまでの第1期事業の進捗状況になっております。

続きまして、第2期工事の概要を報告させていただきます。

西尾原配水池についてでありますけども、現状の課題としまして、突発的な事故や災害によって取水設備が停止した場合、標高が高いために隣接する水源地からでは高台区域へ水量や水圧の不足によって供給できないという課題がございます。

参考資料2を御覧ください。資料を通知させていただきます。

この課題を解決するために、図の緑色の太線の矢印で示しておりますけども、日下配水区と西尾原配水池への専用の送水管と加圧ポンプを整備することによって西尾原配水区への安定供給が可能となります。

また、現状、西尾原の井戸は取水時に砂を巻き上げるという不調があることや電気設備の更新時期も迫っていることから、この整備が終わりましたら西尾原水源地からの取水を停止しまして、更新を行わないように考えております。

最初の資料の2ページ目に戻ります。資料を通知させていただきます。

整備の費用や東部地区の再編事業の効果につきましては、資料に記載のとおりでございます。

実施時期につきましては、下の（4）のスケジュール表のとおり第1期工事が終わる令和8年度以降に行いたいというふうに考えております。

以上が東部配水区再編事業についてということで御報告させていただきます。

**○西野委員長** 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見を求めます。

錦織委員。

**○錦織委員** 西尾原取水区のことについてお尋ねします。この前の議会でも、西尾原のほうの水源地ですかね、ここで水質調査でP F A Sが出たって、基準値内ということなんですけど、出たってということで、住民の皆さんは大変気にしておられるんですけども、これからいくと西尾原水源地は、未定なんですけれども、令和8年度から工事にかかるのかな、かかって、もう将来的には使わない、近い将来には使わないってことですか。

**○西野委員長** 濱田副技術監。

**○濱田副技術監兼経営企画課計画推進担当課長補佐** この整備が終わりましたら西尾原水源地を休止してまいります。今回のこの整備というのが、先ほど申し上げました井戸から砂を巻き上げるとか更新時期が来てるということもあることから、この配水区再編というのが東部地区の安定供給と効率化というものを目指したもので行なってまいります。

○西野委員長 錦織委員。

○錦織委員 じゃ、もともと計画をされていて、その懸念材料であるP F A Sとかということはありません、もともと計画をされていたというか、今発表になったんですけれども、いたということなんでしょうか。

○西野委員長 濱田副技術監。

○濱田副技術監兼経営企画課計画推進担当課長補佐 おっしゃるとおり、P F A Sについては現状基準値以内ということでございますので、その辺は大丈夫だと考えております。

○西野委員長 よろしいですか。

○錦織委員 はい。

○西野委員長 ほかにございませんか。

吉岡委員。

○吉岡委員 私も西尾原配水区について伺いたいんですが、この1日1,000立方メートルというのは、大体どれくらいの人数の方に供給をされてるんでしょうか。

○西野委員長 濱田副技術監。

○濱田副技術監兼経営企画課計画推進担当課長補佐 およそですけども、1世帯1立米というぐらいのイメージを持っていればいいかなと思っております。

○西野委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 何かよく分かんなかったんですけど、世帯数としてはどれぐらいっていうふうに把握しておられますか。

○西野委員長 濱田副技術監。

○濱田副技術監兼経営企画課計画推進担当課長補佐 西尾原の世帯数ということだと、西尾原は大体700世帯を供給しております。

○西野委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 それは今、増加傾向にあるのか、減少傾向にあるのかというのは把握しておられますか。

○西野委員長 濱田副技術監。

○濱田副技術監兼経営企画課計画推進担当課長補佐 全般的に見てですけども、給水人口が大体年間に1%ぐらい減少しておりますので、今後もそのパーセンテージに従ってそのぐらい減少していくのではないかなというふうに予測をしております。

○西野委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 ちょっと自分で想像とか判断がつかないんですけど、この1日に1,000立方メートルという量っていうのは、例えばトラックとかで運ぶことってできるんでしょうか、配水池に。

○西野委員長 濱田副技術監。

○濱田副技術監兼経営企画課計画推進担当課長補佐 大体給水車というのが2トンから4トンというのを基本的に今の給水支援で使っておりますので、非常に量的にはなかなか今所有してる給水車では難しいかなというふうに考えております。

○西野委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 これから人口が減って、給水の対象の世帯が減ってくるとなると、それに向けて新しくポンプとか、例えば給水管を整備していくのがいいことなのか、そういったト

ラックで運んだりすることで対応ができるのならなるべく負荷がかかるインフラを減らすというような考えもあるのかなと思いますので、今回もうこの計画になってはいますけど、そういったもの増やせば増やすほど災害時に弱くなるっていうこともありますし、耐震化にコストがかかるということもありますので、人口が減少していく中でそういった地域ごとの対策というか、給水体制というのも考えていただきますよう希望しておきます。以上です。

**○西野委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○西野委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午前１０時１１分 休憩**

**午前１０時１４分 再開**

**○西野委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

次に、都市整備部から３件の報告がございます。

初めに、米子駅北広場の再整備に伴うタクシーロータリーの規制について、当局からの報告をお願いいたします。

中原米子駅周辺整備推進室長。

**○中原都市整備課米子駅周辺整備推進室長** 米子駅北広場の再整備に伴いますタクシーロータリーの規制について、都市整備課から報告いたします。

それでは、資料を御覧ください。米子駅北広場の再整備に伴いますタクシーロータリーの規制につきましては、工事の本格的な実施のため令和６年９月９日から地下駐車場、身障者乗降場の利用者を除き終日車両進入禁止の規制を行っているところです。当初の予定では令和６年１２月２０日までを規制期間としていましたが、このたび１ページ目の項目１、規制期間に記載のとおり、令和７年１月１４日から令和７年２月１４日までの約１か月間規制期間を追加することをこのたび報告いたします。

なお、帰省客等によります駅利用者の増加を考慮し、令和６年１２月２１日から令和７年１月１３日までは規制を解除いたします。

項目２、追加期間が生じた主な要因としましては、当初想定しておりました位置とは異なる箇所から電気ケーブル等の地下埋設物が出現し、それに伴う移設対応に期間を要したこと、また過去の工事により地中に残置されていた仮設物も出現し、工事に支障となることから、その撤去にも想定外の期間を要したことが主な要因となっております。

項目３、追加規制期間の規制箇所及び内容につきましては、２ページ目の資料１を御参照ください。現在の規制と同じ箇所、内容で規制を行います。

それでは、１ページ目に戻ってください。項目４、追加規制期間の周知方法につきましては、広報よなご、市のホームページで案内するとともに、がいなロードや駅北広場、主要なアクセス道路に案内看板等を設置いたします。また、ＳＮＳや庁舎動画広告、本庁やショッピングセンターなどに設置しているサイネージなどを活用し、広く周知を図ります。

項目５、その他につきましては、工事については追加規制期間の後も歩道部分の舗装工事などを継続して実施いたします。

また、別工事で実施しますタクシーロータリーの車道部分の舗装工事につきましては、

夜間に実施する予定としておりまして、現在の工事の進捗状況を勘案し、実施時期を決定いたします。

また、同時に実施しております地下駐車場のエレベーター改修工事による地下駐車場エレベーターの使用停止期間につきましては、当初の予定から変更はなく、令和6年12月20日までを使用停止期間としております。

報告は以上です。

**○西野委員長** 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見を求めます。

錦織委員。

**○錦織委員** 追加期間が生じた要因というふうに書いてありますけれども、ここに電気ケーブルとかN T Tケーブルとか、そういったものが残されたということなんですけど、これはどこがそういう工事をして、今回これを撤去することによって1か月ぐらい完成が遅れたりとかするわけなんですけども、費用負担というのは、これはどこがするんでしょうか。

**○西野委員長** 中原米子駅周辺整備推進室長。

**○中原都市整備課米子駅周辺整備推進室長** 電気ケーブルやN T Tケーブルは、撤去ではなく、工事に支障となることから移設を行います。ですので、移設に対する費用としましては、原因者であります米子市のほうで費用を負担いたします。

撤去につきましては、過去の工事で残置されていた仮設物が支障となることから、そこらは撤去いたします。こちらも米子市の費用負担で行います。以上です。

**○西野委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** 今現存している地下埋設物っていうことは分かりましたけど、その他の地中に残されてたっていう、撤去しなければいけなかったものも米子市、これは大体、もう次、何もしないということだったら埋めてしまうというやり方もあるかもしれないですけど、そもそも一般的な工事の場合、こういうものが出てきたっていうときにはやっぱり後から工事をする側が費用負担をしなければいけないってのが、通常の在り方としてはそういうもんなんじゃないですか。ちょっと分からないので。

**○西野委員長** 本干尾都市整備課長。

**○本干尾都市整備課長** 今回地中から出てきた工事というのは、恐らく過去に今の駅北広場、ロータリーを整備したとか地下駐を整備したときに残っていた仮設物、矢板とか、そういったものが出現してきておりまして、そういった過去の支障物件、これは今回の工事に限らず、そういう地中に過去の、例えば道路の工事ですと昔の道路の形態で造られていた構造物とか、そういったものが埋まっていた場合は、その工事において撤去なりをしているところが現状でございます。以上です。

**○西野委員長** よろしいですか。

**○錦織委員** はい。

**○西野委員長** ほかにございませんか。

津田委員。

**○津田委員** ちょっと聞いてみたいんですけども、この12月20日までの工事期間中に苦情とかというのはあったんでしょうか。どういう項目とかがあったのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○西野委員長 中原米子駅周辺整備推進室長。

○中原都市整備課米子駅周辺整備推進室長 ロータリーの規制に伴います苦情につきましては、1件、2件程度は入ってきておりますが、ほとんどが案内がちょっと分かりにくいというような意見が規制をした当初は入ってきておりました。なので、こちらのほうでそういった意見については現場のほうに分かりやすい案内看板を設置するなどして対応しておりまして、現在は少なくなってきたのが現状です。以上です。

○西野委員長 津田委員。

○津田委員 そういう苦情等がなかったってことで安心したんですけども、タクシーの業者とか、1か月延びたりすると結構、売上げとか、そういうのに影響があるんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、工事の追加とかがさらに延期になるとかっていう心配とかはないんでしょうか。

○西野委員長 本干尾都市整備課長。

○本干尾都市整備課長 今回のような今やってますロータリーの規制を伴う工事、駅北広場の整備自体は今後も継続してやっていきますけれども、タクシーロータリーの規制につきましては、この1か月間で、大々的な規制といいましょうか、そういった部分は現時点ではこの1か月で完了させたいというふうに考えております。以上です。

○西野委員長 よろしいですか。

○津田委員 よろしいです。

○西野委員長 森田委員。

○森田委員 津田委員の質問と少し重なる部分があるんですが、苦情はその1件、2件だったということだったんですけども、タクシーロータリーが使えないことによる影響というのは、混雑したり、渋滞が発生したりとか、そういったものというのはどの程度把握されておられるのか伺いたいと思います。

○西野委員長 中原米子駅周辺整備推進室長。

○中原都市整備課米子駅周辺整備推進室長 ロータリーが使えなくなったことによる渋滞等につきましてですけども、案内看板を広く設置しておりますので、ある程度進入禁止であることは皆様に御理解いただいとて考えております。

ただ、身障者の乗降場ですとか地下駐車場とかを利用ができますので、ロータリー自体にはやはり進入ができるような今形態にはなっておりますので、間違えて入ってこられる方もおられますが、そちらは誘導員等が、今はちょっと進入禁止なので、駅南のほうを利用してくださいというような案内等を行っております、そういった対応をしております。

ただ、休みの期間中とかにはちょっと地下駐の前のほうにも車が止まっているといったような声も聞いたりしておりますので、そこは現場にまたさらに入ってきた人に分かりやすくするような案内の標識を立てたりですとか、引き続き誘導員等の声かけ等続けさせていただいて渋滞等が発生しないように努めてまいりたいと思っております。以上です。

○西野委員長 森田委員。

○森田委員 ありがとうございます。それで、この規制期間、間空けてやるとのことだったんですけども、これって規制するかしらないかだけの話なのか、一回規制をかけてるのを普通に使える状態に戻して、また規制かけて工事するっていうので何か余分な工事が必要なのかどうかっていうところもう少し詳しく伺いたらなと思ったんですけど、ち

よっと伝わりにくいですかね。

○西野委員長 本干尾都市整備課長。

○本干尾都市整備課長 12月20日で一旦規制を解除しますので、従来どおりの利用方法、タクシーも一般車も駅北側のロータリーを使えるというような状況にはなろうかと思っています。当然もともと開放に向けて工事をしておりますので、それに向けて特別な工事というところは大きなものはないというふうに考えてはおりますけども、当然まだ工事中ではありますので、安全措置ですとか、そういった部分は、あと周知ですね、今後もう一回規制するということの周知ですとか、そういった部分は新たに発生してくることがあるかというふうに考えております。以上です。

○西野委員長 よろしいですか。

森谷委員。

○森谷委員 まず規制期間の確認をさせていただきますけれど、ここでは追加として令和6年12月21日から令和7年1月13日までは規制を解除するというふうになってますけども、地下駐車場エレベーターの使用期間は、これは令和6年12月20日で、それ以上延長ないということでしょうか。

○西野委員長 中原米子駅周辺整備推進室長。

○中原都市整備課米子駅周辺整備推進室長 地下駐車場のエレベーターの使用停止期間につきましては当初の予定どおり12月20日までとしておりまして、12月21日から使用再開する予定としております。以上です。

○西野委員長 森谷委員。

○森谷委員 実はエレベーターが使用できないためにエスカレーターを使用する方が多いと思うんですけど、ここは時間制限があるかと思うんですけど、何時まで使用できるか、ちょっと確認したいと思います。

○西野委員長 エスカレーター。

○森谷委員 エスカレーター。

○西野委員長 伊達都市整備部長。

○伊達都市整備部長 エスカレーターにつきましては、ちょっとうろ覚えではありますが、9時か10時、その辺で一遍止めるという、夜のですね、いう形になっておりますが、エレベーターの代わりに地下駐車場の指定管理者が車椅子とかエスカレーターに案内いたしまして、ちょっと特殊な操作が要るんですけども、車椅子もエスカレーターを利用して指定管理者が補助をさせていただいて利用していただくというのが今の実態でございます。以上です。

○西野委員長 森谷委員。

○森谷委員 なぜこの質問したかという、私、夜遅くに北側使ったとき結構高齢者の方が重たい旅行かばん持って、エスカレーターも使えない、エレベーターも使えないということで、駐車場まで階段を上がったたり下りたりされてる風景見たものですから、せめてエレベーターが使えないであればエスカレーターもうちょっと延長してというか、使えるようにされたらどうかというふうに思ったんですけど、その辺の検討できないんでしょうか。

○西野委員長 伊達都市整備部長。



○伊達都市整備部長 貴重な意見を伺いましたんで、エスカレーターの延長につきましてもちよつと検討をさせていただきたいということで思います。以上です。

○森谷委員 じゃ、よろしくお願いいたします。

○西野委員長 ほかにございませんか。

渡辺委員。

○渡辺委員 言われたかもしれませんが、確認ですけど、一月延びるというのは分かったんですけど、予算の範囲内でこれは行われるというふうに思っているのでしょうか。

○西野委員長 本千尾都市整備課長。

○本千尾都市整備課長 もともとの予算の範囲内で、これに伴いまして何か追加工事が出るとかってことではなくて、予定していた工事が当初の予定、年内というところでちょっとできないというところで、年明けてから実施し、主には、ちょっと資料のほうにも書いてますけども、シェルターの屋根の設置工事。基礎ですとか支柱は大体年内に完了する予定にしておりますけども、その上の屋根の部分を設置することを予定しております。以上です。

○西野委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 ガスとかケーブルの移設、また埋蔵物の撤去ってのも、これは予想してないのは出てきてますけど、それは予算の範囲内でできるということですね。

○西野委員長 本千尾都市整備課長。

○本千尾都市整備課長 それも今回の工事の予算の範囲内で実施する予定にしております。以上です。

○西野委員長 よろしいですか。

○渡辺委員 いいです。

○西野委員長 ほかにございませんか。

吉岡委員。

○吉岡委員 事前調査のことについて伺います。事前調査とは異なる位置からというふうに書いてありますけど、これは今回対象の工事の範囲をしっかりと網羅して事前調査がなされてなかったってということになりますでしょうか。

○西野委員長 本千尾都市整備課長。

○本千尾都市整備課長 地下埋設物につきましては、従来の既存の資料ですとか、過去の工事の図面、各地下埋設物の事業者さん、電気なりN T Tさんなりというところの資料なども確認させてもらって現在の位置というのを大体想定をして設計はしているところではありますけども、やはりまず現場で試掘と、実際のある場所というのを、これは掘ってみて実際の位置というのを確認させてもらったところ、やはり書面上の位置とは若干異なる部分があったというところで移設が必要になったということでございます。以上です。

○西野委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 この都市整備部が所管しておられる工事などでよく想定外っていうことが出てくるんですけど、過去の工事の図面と実際の埋設の状況とか配置の状況が異なっているということは、過去の工事のやはり市の管理体制とか、どこが主体になってされたか分からないんですけど、やっぱり発注した工事のしっかりできているかどうか、日野川の塗装の件もそうですけど、そのときに発注したものがしっかりと完了されてるかどうか

というのはそのときに発注した側が途中も含めて管理をしないといけないと思うんですね。異なる図面みたいなものが出てきたときに、それが検証できるような途中の管理をしているかどうかというような記録をやっぱりしっかり残していかないといけないという面で、今回のこの駅前の改修工事に関しましても途中経過を市のほうでしっかり管理をして、その記録を永年残していくというような、10年でもう廃棄しましたというふうに検証ができないような状態にならないようしっかりデジタルで残していくということを検討していただきますように要望しておきます。

○西野委員長 よろしいですか。

○吉岡委員 以上です。

○西野委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○西野委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、日野橋のPCB除去に伴う修繕工事及び今後の在り方について、当局からの報告をお願いいたします。

足立道路整備課長補佐。

○足立道路整備課長補佐兼交通安全施設担当課長補佐 日野橋のPCB除去に伴う修繕工事及び今後の在り方について、お手元の資料に沿って報告をさせていただきます。

資料を送ります。最初に、日野橋の経過について、令和4年度から6年度にかけて検討、実施したことについて説明をさせていただきます。

まず令和4年度につきましては、令和3年度に実施しました5年に一度の法定点検の結果から、老朽化に伴う部材の劣化が多く見られる状態であったことから、修繕を実施したときの事業費を過去の修繕工事を参考に約12億と試算をいたしておりました。また、国登録有形文化財に登録されていることから、文化財的な価値及び利用状況等からも修繕して維持管理していくのか、撤去するのかを総合的に判断するため第三者委員で構成する日野橋の在り方検討委員会を設置し、議論・検討を行っていく予定としておりました。

令和5年度には、上部鋼材部の塗装塗膜の成分調査を実施した結果、塗装塗膜に低濃度PCBが含有していることを確認しました。これについては環境省が示す処分期限（令和9年3月31日）までに塗装を剥ぎ取り処分する必要がある、その修繕工事に係る事業費について、工法により差はありますが、約12億から20億と試算をしておりました。また、令和5年度末には第1回の日野橋の在り方検討委員会を開催いたしております。

令和6年度、今年度につきましては、補修調査設計の現地調査に基づき修繕工事に係る事業費及び撤去費・維持管理費の概算事業費を算出いたしました。また、継続して日野橋の在り方検討委員会で議論・検討をしているところでございます。

次に、先ほど出ました日野橋の在り方検討委員会について説明をさせていただきます。

委員会開催の目的といたしましては、国登録有形文化財である日野橋について利用や劣化状況等を踏まえ、今後の在り方を多面的に検討するため広く意見を伺うことを目的として、学識経験者、行政関係者、地元代表者、一般公募から成る10名により組織しております。

これまでに第1回を令和6年3月28日、第2回を令和6年7月30日に開催しまして、令和3年度の定期点検結果等を踏まえ、現在の状況であるとか、文化財としての価値など、

ほかの橋梁の活用事例などを参考にしながら今後の日野橋の在り方などを議論してまいりました。

そこで次回の委員会開催に向けて現地の調査を実施した結果を次に示しております。次のページをおめくりください。令和6年度現地調査結果についてですが、現地の平日、休日の交通量について調査をしております。資料のほうを送ります。資料の上側に平日の調査結果、下側に休日の調査結果をまとめております。

まず平日につきましては、9月19日の木曜日の午前6時から午後8時までの間、歩行者、自転車、自動二輪車を対象に、日野橋と隣接する国道9号新日野橋の利用者について調査を行いました。

結果については、右上の棒グラフを見ていただきますと、日野橋の利用者が平成25年の968人から今年度620人と、約350人、利用者が約64%まで減少していることが分かります。逆に、新日野橋については、平成25年からほぼ変動はありませんでした。また、いずれも利用者に占める自転車の割合が最も多く、主に通学で利用する高校生でした。

次に、10月6日の日曜日に同条件の下、調査を実施しました。これにつきましては今まで休日の調査を実施していなかったことと、在り方検討委員会の委員さんからも休日は周辺環境を生かしたスポーツバイクやウオーキングなどの健康増進目的の利用者がいるとのことでしたので、今回初めて休日の調査を実施しました。

結果については、平日利用と比べますと、日野橋においては利用者が平日に比べると約63%となり、全体に占める健康増進目的での利用者については13%程度の利用になっております。

次のページをおめくりください。次に、日野橋の詳細調査結果ですが、調査につきましては橋の上部トラス部及び床版、下部の橋脚等橋全体の詳細調査を実施しました。

調査方法については、右上の写真にもありますとおり、高所作業車による近接目視調査、鋼材部につきましては板厚の測定などを実施しました。

令和3年度に実施した点検時に上げられていた損傷部については大きな進展は確認されませんでしたが、箱形になっている部材の内面などの劣化が新たに確認されました。

また、資料下側にあります橋脚の洗掘調査を実施しました。これにつきましては、河川の増水などにより橋脚の基礎部分が洗掘されていないかを調査いたしました。右の図にもありますとおり、最大で1.5メートル程度の洗掘は確認できましたが、基礎の根入れはまだ十分にあり、健全であることが分かりました。

当初、上部トラス部以外の新たな損傷箇所があるのではないかと推測をしておりましたが、今回の調査によってそれが確認されなかったことから、上部トラス部が今回の修繕の主たる施工範囲であることが確認されました。

次、最初の資料に戻ります。資料を送ります。4番、PCBを伴う修繕工事について、先ほど説明させていただきました詳細調査を基に令和7年から8年に実施する修繕工事の概算事業費を算出しました。全体の事業費につきましては、実際の工事着手前の調査により変動する可能性はありますが、概算で約13.5億円になります。

施工の工程につきましては、令和7年度、右岸、左岸の2径間の2工区での施工を計画しており、8年度については真ん中の2径間を想定しております。

次に、修繕工事实施後の在り方についての検討を行いました。まず現在の歩行者、自転車、自動二輪車の機能を国道9号新日野橋の既存歩道に機能を集約することにより日野橋を撤去したときの概算工事費を算出しております。

施工の工程といたしましては、上部工は通年での施工が可能であり、仮設の桁をかけてクレーンによる解体作業がメインになります。下部工につきましては、非出水期の11月から翌年5月までの施工となり、全体工期を約6年を想定しており、それにかかる全体事業費については約28億円となります。

次のページおめくりください。次に、現在の機能を維持したときの維持管理コストを算出しました。条件としては、定期点検を5年ごとに実施し、今回塗装を塗り替えた鋼材の一般的な塗り替え周期を20年と想定し、20年置きに修繕工事を実施し、100年間維持管理したときのコストを算出しました。

グラフを見ていただきますと、緑色の部分が先ほど説明させていただきました撤去費の28億円になります。その上の赤い折れ線グラフが20年置きに修繕を実施したときの修繕費になります。このグラフの見方としましては、令和7年、8年に実施する修繕費の13.5億の表記が縦の40億円付近にあります。これは次回、20年目の修繕を実施せず、仮に19年目までに撤去したときの撤去費の28億円と修繕にかかった13.5億円の足した合計という表現になっております。この定期点検と20年周期の修繕を繰り返した場合、100年後の維持管理費が約71億円となり、そのとき撤去することになった場合は撤去費の28億円がプラスされ、100年間で約100億円という計算になります。また、5年ごとに実施する定期点検において新たな損傷が確認された場合は、想定していた修繕費を超える場合もあります。

次に、6番、市民アンケートについてです。日野橋の今後の在り方について広く市民の方の意見を聴取する方法として、市内にお住まいの18歳以上の方から3,000人を無作為抽出し、アンケートを実施する予定としております。

資料を送ります。アンケートにつきまして資料3を御覧ください。内容につきましては、ページを2枚ほどめくっていただき、問1から問8までが回答者の属性、日野橋の利用状況としての頻度、目的、ふだん感じていることなどをお聞きします。問いの9から問いの13までが日野橋に対する認識として、国登録有形文化財への認知及び交通量調査の結果について。最後、問14で維持管理費、撤去費、日野橋の価値、そして在り方というような設問内容としております。

なお、このアンケートの内容につきましては、明日開催します第3回日野橋の在り方検討委員会に意見も諮る予定としております。

説明は以上になります。

**○西野委員長** 当局の報告は終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見を求めます。

森田委員。

**○森田委員** 何点か質問させていただきたいと思いますが、まず最初に、この想定で100年後を想定していて、維持管理費で約71億って書いてあって、多分これ上回ってくるんだろうなと思うんですけど、この100年後を想定している、この100年っていう数字というのはどこから出てきたものなのかということをお伺いしたいと思います。

○西野委員長 足立道路整備課長補佐。

○足立道路整備課長補佐兼交通安全施設担当課長補佐 今現在の使用としては、歩行者、自転車、自動二輪車というような利用状況になっております。これは平成6年からずっとそうってるんですが、自動車等が走らないというところで振動等の影響がないというところで、今の利用状況というのは20年置きの修繕繰り返せば100年はもつだろうという想定で計画しております。

○西野委員長 森田委員。

○森田委員 耐用年数というか、100年ぐらいは耐え得るだろうというところで100年を想定しておられるということだったかなというふうに思います。

P C Bの除去を7年度、8年度で多分やらないといけないというのは必須事項だと思いますので、今後やっていかれるということだと思ふんですけども、これやったらさすがにすぐ撤去とかっていうのはなかなか考えにくいなと思うので、7年、8年で除去した後の20年後にどうするかみたいなのところから議論がスタートするのかなっていうイメージを持ったんですけども、そういうような認識でよろしいですか。

○西野委員長 足立道路整備課長補佐。

○足立道路整備課長補佐兼交通安全施設担当課長補佐 橋梁につきましては定期点検を5年に1回実施するということはございますので、先ほども点検しました下部工であるとか、そういったところの調査も入ります。それによってまた新たな損傷箇所とかが見つければ、20年を待たずにやることももしもあるかもしれません。以上です。

○西野委員長 森田委員。

○森田委員 P C B除去して修繕するので、すぐすぐには多分撤去にならないだろうなというような印象を持っておりまして、国の登録有形文化財ですので、こういったところでP C B除去等に対する費用を何か国からの助成がもらえんとか、そういったことってというのはあるのでしょうか。

○西野委員長 山中道路整備課長。

○山中都市整備部次長兼道路整備課長 今のところこの工事につきましては、道路メンテナンス事業、道路の関係の補助事業を活用することとしております。今の文化財のほうの補助事業については、今のところ使う予定とはしておりません。以上です。

○西野委員長 森田委員。

○森田委員 補助率とか使いやすさとか鑑みて、その道路のほうの分を使われるという認識で受け取らせていただきますが、それでよろしいですかね。

○西野委員長 山中道路整備課長。

○山中都市整備部次長兼道路整備課長 そのとおりでございます。

○西野委員長 ほかにございませんか。

津田委員。

○津田委員 ちょっとさっきの質問にかぶるというか、重複するかもしれませんが、この100年っていうのは、結局もう100年、20年ずつ修繕していったら100年の許容年数というか、耐用年数は維持できますよっていうことで、100年以降はもう使わない、そのままいけばもう壊してしまわんといけんということなんじゃないかな。

○西野委員長 足立道路整備課長補佐。

**○足立道路整備課長補佐兼交通安全施設担当課長補佐** 先ほどの御説明させていただきましたけども、今の利用状況を継続していくといつまでもつだらうというところなんですけども、今50年なのか、100年なのかというところなんですけど、20年置きの修繕を繰り返せばおよそ100年もつだらうというところでの想定になっておりますので、100年後に必ずもう朽ちてしまうというものでは今ございません。以上です。

**○西野委員長** 津田委員。

**○津田委員** 100年たってから考えられるのか、ちょっと分かりませんが、これ橋桁とかもその耐用年数の中に、今ちょっとだけ剥ぎ取られたような、川の水とかでそういうふうになってるという状況ですけど、これから異常気象とかがあって川の流れとかもすごく、本当にいろんなもんが流れてきました。その橋桁とかに当たるんですけども、本当その辺なんか視野に入れての100年なのか、今はその今お聞きしたことによれば車が走らない、自転車とか歩行者なので100年間は使えるだろうというような話でしたけど、その辺はどうなんだろうかな。

**○西野委員長** 足立道路整備課長補佐。

**○足立道路整備課長補佐兼交通安全施設担当課長補佐** 今の橋脚の洗掘調査を実施させていただきましたけども、今、委員さん言われたように洪水であるとか、地震であるとか、大災害とかいうのはいつ起こるか分かりませんが、5年に1回の定期点検の折にそういったところは詳しくまた見させていただこうとは思っております。以上です。

**○西野委員長** 伊達都市整備部長。

**○伊達都市整備部長** 津田委員さんおっしゃられました、議会でもちょっと御質問があったようなところでございますけども、異常気象によるそういったようなことは想定してなくて、今のあくまでも利用をして続けていったら100年もつだらうというところの想定でございます。以上です。

**○西野委員長** 津田委員。

**○津田委員** 分かりました。もう一つちょっと聞かせていただきたいんですけども、このPCBの撤去工事と、それからある程度の修繕工事というのは行われるということでお聞きしましたが、これの施工方法でPCBの剥ぎ取り、サンドブラストでやるのか、人力でとんとんとんたいてやるのか、ちょっと分かりませんが、これの川とか大気中への影響等はないのでしょうか。

**○西野委員長** 山中道路整備課長。

**○山中都市整備部次長兼道路整備課長** 今現在計画しておりますのは、ブラスト工法と申しますエア等で吹き飛ばす工法ですけども、当然飛散等がないようにきちんと、防護といいますか、して、そこは確実に飛散等影響のないような形で施工のほうはさせていただきたいと考えております。

**○西野委員長** 津田委員。

**○津田委員** そういうことでしたら、大気中にそういうPCBが拡散というか、したり、下の河川のほうに流れるというようなことで、こういう市民への説明ですとか、そういう周知ですとかを、本当にうわさになったりすると、これは本当に毒性があって危ないとかっていうことが流れないように、しっかりと説明ですとか周知とかをしていただきますようお願いをしたいと思います。以上です。

○西野委員長 ほかにございませんか。

錦織委員。

○錦織委員 森田委員さんがおっしゃったように、維持管理期間をなぜ100年としたかっていうことは今の説明で分かりましたけども、予期せぬPCB除去っていうことが、それは別に置いといても、20年前に補強、補修工事も、20年前のときにも残すかどうかっていうことがあって、それで国登録の有形文化財の登録もあるので残すということに決めたわけですけども、なぜ100年先までっていうことを、ずっと計算、積み上げていけば、その100年後に撤去した場合に、これまでの維持管理費と、それから撤去費用で約100億円かかるというふうな計算しとられるんですけど、その100億円かかりますよって言われると何かわっという感じで、これはもうやめたほうがいいっていうふうな、こう何というか、印象操作みたいな感じが私はちょっと受けるんですけども、やっぱりそういうことじゃなくって、20年前にもどうしようかっていうことで、残すということに決めた。

今のこれ在り方検討委員会も開かれてるんですけど、今の人たちが、いや、100年まで、先まで残すことで考えましょうみたいな、そういうことじゃなくって、20年ごとの見直していうか、そういうことでもいいんじゃないかなっていうふうに私は思うんですけど、100年維持管理したらもつだろうということで、今回そこまでの供用年数でどのくらいかかるかというのされたんですけど、そのことが前回の20年前のときもやっぱり同様、ちょっとその頃のこと分からないんですけど、同様なことがあったんでしょうかね、100年先の話って、120年先の話なのか分からないんですけど、そういう話がありましたか。その先々の話というのが、議論があったんでしょうか。

○西野委員長 伊達都市整備部長。

○伊達都市整備部長 20年前のお話っていうところはちょっと今承知してないところでございますが、補修すると大体20年もつというところなんで、20年ごとにこういった検討をしていくべきだということで今考えておるところでございます。以上です。

○西野委員長 錦織委員。

○錦織委員 そうしますと、やっぱり20年ということを考えて検討したほうがいいんじゃないかなというのは、これは私の意見です。

それからアンケートを今回されるということで、アンケートは前から要望もあったことですし、ぜひされたいと思うんですけど、アンケートは抽出した中で、それに答える人が、2割ぐらいでしょうかね、おられて、なんですけど、やっぱり自分の意見を伝えたっていう意思を持った方が意見表明する機会というのがないといけないと思うんで、そういう場合は、アンケートもですけど、パブコメなんかをされるということはお考えはないですか。

○西野委員長 山中道路整備課長。

○山中都市整備部次長兼道路整備課長 今のところパブコメとかの予定は立てておりません。以上です。

○西野委員長 錦織委員。

○錦織委員 広く市民の意見を聞くという点では、ぜひパブコメを私は実施すべきだというふうに思います。

それからあと、この国登録の有形文化財登録というのでは、国土の歴史的景観に寄与してるものという、だという基準で登録されているんですけど、日野橋は、これまでも言ったように写真を撮りに来たりとか、結構この地域の、本当に米子市、アンケートの中にもあるんですけども、米子市の原風景としてやっぱり残しておきたいということと、大山と橋、旧日野橋の美しさというものを写真を撮りに来られる方もいらっしゃるということで、そういう面でもぜひ考えてもらいたいということがあります。というのは米子城の跡もダイヤモンド大山で本当にたくさんの方がやっぱり来られるということで、そういう今あるものを生かして県外からの人も呼んでいくっていうような、もう少し利活用のことも考えるようなことも、道路整備課だけではなくて、文化のほうのですね、教育委員会とか、そういったところも併せてやっぱり協議を進めていくべきじゃないかなっていうことも思いますけど、どうでしょうか。

**○西野委員長** 山中道路整備課長。

**○山中都市整備部次長兼道路整備課長** この日野橋の在り方検討委員会につきましては、文化財の活用方法についても議論するという事で文化振興課のほうにも一緒に事務局として入っておりますので、そこはまた進めながらいろいろと協議をしてまいりたいと考えてます。以上です。

**○西野委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** ぜひいろんな面で協議していただきたいと思いますが、やっぱり財源が、非常に費用負担というものにかかるので、とても慎重にしなければいけないってこと分かりますけども、壊してしまえばもうそれで終わりなので、やっぱりそこは市民のほうからいろんな意見を聞くという機会をぜひ持っていただきたいなっていうふうに思います。以上です。

**○西野委員長** ほかにございませんか。

門脇委員。

**○門脇委員** この今、日野橋のちょっと地図見させてもらったんですけど、見るとやはり日吉津村さんと隣接するような格好の場所だと思うんですけども、この件に関しては日吉津村さんに例えば報告するだとか、話し合いを持たれてるだとか、そういうことというのはやっておられるでしょうか。

**○西野委員長** 足立道路整備課長補佐。

**○足立道路整備課長補佐兼交通安全施設担当課長補佐** 今現在としましては日吉津村さんとのこういったお話の場は持ってはおりません。以上です。

**○西野委員長** 門脇委員。

**○門脇委員** 今後もそのような方向でいかれるってことですか。

**○西野委員長** 足立道路整備課長補佐。

**○足立道路整備課長補佐兼交通安全施設担当課長補佐** 今この橋としては米子市道橋という位置づけでありますので、あと米子市の文化財というところもありますので、今の中では日吉津村さんとのお話の場を持つ予定はございません。

**○西野委員長** 門脇委員。

**○門脇委員** そこで、今後アンケートをされるってことですので、今後の在り方とかも含めましてですけど、例えば米子市民の方を、3,000人でしたですかね、抽出されてやれ



るんですけど、考えと、例えば米子市の中ですので、10キロ以上離れた方の考えも聞かれますでしょうし、普通考えますと日吉津村さんにも影響が出てくるんじゃないかと思ひまして、日吉津村民の方といいますか、日吉津村にお住まいの方の意見も聞かれたらどうかかなと思ったりもしますので、その辺のところを検討してみていただきたいなと思ひつゝりますが、いかがでしょうか。

○西野委員長 山中道路整備課長。

○山中都市整備部次長兼道路整備課長 今後検討してみたいと思います。

○西野委員長 門脇委員。

○門脇委員 では、よろしくお願いします。以上です。

○西野委員長 ほかにございませんか。

吉岡委員。

○吉岡委員 質問というより意見とか要望なんですけど、今の錦織委員とか門脇委員のお話を踏まえまして、この日野橋の補修後の供用年数というグラフを出していただいたの、本当に分かりやすくよかったと思います。ほかの方々とは少し意見が違ひまして、この100年のスパンで出していただいたことで、撤去費用というものはライフサイクルコストから見ると長くすればするほど結局コストがダウンするということもこの表から見てとれます。1年換算にすると、結局この撤去費用は長く使えば使うほど安上がりである、先々の撤去費用というのは変化をするとは思ひますが、そういうふうにも考えることもできるなというふうにも思ひました。

私の意見としては、この撤去する、しないの議論というのは、今回幸ひにも橋の損傷状況がそうはひどくはなくて、修理の費用はこの提示された金額で済みそうだとすることで、その修理というのは私たちの世代がしっかりと責任を持って担う。その先のことは、20年後のもっと未来の市民の方に存続は委ねたいとは思ひます。

それに際しまして、いろいろな幅広い市民の意見をアンケートで聴取するということは重要ではありますが、手前みそになりますけど、昨日、無作為抽出の市民の方に米子市の事業について御意見を賜るイベントをした際に、参加者の方からは異なる意見を聞けて非常によかったというふうな感想がありました。ただ書面のアンケートだけでは自分の意見を言いつ放しで終わってしまうんですが、米子市の事業を評価するに当たって異なる意見も参考にして市民というのはきちんと考えることができる、そういう力を持っておりますので、ぜひ今回アンケート、3,000人抽出ということですが、その方々も日野橋の在り方検討会に呼んでいただいて、意見交換がリアルでできるような、そういった場も設けていただくこと、また20年後、先になるかもしれませんが、そこで在り方検討会というのはそういったスタイルで催していただいて、日野橋を残したいという思いの方もコスト面のこととか税金の負担のことを考える市民の意見を聞けばまた少し考えが変わるところもあるかもしれませんので、そういった方向性で議論できるように今後検討していただきますよう要望をしておきます。以上です。

○西野委員長 ほかにございませんか。

錦織委員。

○錦織委員 すみません。アンケートのことでちょっと追加の質問なんですけど、一般の方のアンケートもそうなんですけど、高校生のアンケートというのは考えておられません

か。どうなってるのか。

○西野委員長 足立道路整備課長補佐。

○足立道路整備課長補佐兼交通安全施設担当課長補佐 以前も議会のほうからもそういった御質問もありましたので、今考えているのは、利用者さんの通学されてる高校生の方に現地であるとか、そういった機会を設けてアンケートのほうを実施させていただきたいと思っております。以上です。

○西野委員長 錦織委員。

○錦織委員 それはいつ頃になるんでしょうか。

○西野委員長 足立道路整備課長補佐。

○足立道路整備課長補佐兼交通安全施設担当課長補佐 まず市民アンケート案のほうを明日あります方検討委員会等で設問内容を決めまして、その後、現地のほうの段取りに入っていきたいと思いますので、今のところまだいつ頃というのはちょっと明確にお答えできませんけども、実施のほうはさせていただきたいと考えております。以上です。

○西野委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○西野委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、改正建築基準法・改正建築物省エネ法の施行に向けた取組について、当局からの報告をお願いいたします。

神門建築相談課長。

○神門建築相談課長 改正建築基準法・改正建築物省エネ法の施行に向けた取組について、建築相談課のほうから報告をさせていただきます。

資料につきましては、3つありまして、番号でいきますと、04-1、04-2、04-3でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、資料に沿って説明をさせていただきます。令和4年6月17日に公布されました脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律が令和7年、来年の4月1日全面施行されるに当たりまして、その円滑な取組に向けて取組をしているところでございます。

本日は、改正法の概要と円滑な施行に向けての取組について報告をさせていただきたいと思えます。

まず、1番目の項目でございますが、改正法の全面施行による改正事項の周知徹底についてというところでございます。

主な改正内容につきましては、そちら資料に①から④まで上げておりますが、特に市民の皆様に影響の大きい事項の①原則全ての新築住宅・建築物の省エネ基準への適合義務化及び②都市計画区域外での確認申請対象の拡大について説明をさせていただきます。

資料のほうでは補足説明というところになりますけれども、これまでは床面積が小規模な建築物、300平方未満のもの、あるいは住宅につきましては全てですが、省エネ基準への適合義務はありませんでした。しかし、施行後、来年の4月1日以降につきましては用途にかかわらず原則として全ての建築物、増築の場合は増築の部分のみでございますが、これに省エネ基準の適合が義務化されるということになります。また、省エネ基準の内容

についてでございますが、屋根や外壁、窓など建物の構造に関する省エネ性能や空調、換気、照明、給湯などの建築設備の省エネ性能について、国が定めました基準をクリアするように、これらは建築確認申請において審査をしていくというものでございます。

次に、②都市計画区域外での確認申請対象の拡大ということでございますが、これまで木造2階建て、かつ床面積が500平米以内の建築物であれば確認申請や完了検査が都市計画区域外におきましては不要であったということでございますが、来年の4月1日以降につきましては、それらは構造問わず平家建て、かつ床面積が200平米以内の建築物、これ比較的小規模な建築物以外の建築物については全て建築確認、完了検査が必要となるというものでございます。

これらについて図で示したものをお示しいたします。これは国が示しました資料を抜粋しておるものでございますが、これらまた適宜御確認をいただければなというふうに思っております。

資料を戻りまして、今まで説明をしました内容につきましては、令和7年4月1日以降工事に着手されるものから適用していくというものになります。

次に、2番目の項目でございますが、周知の方法についてということでございます。

改正内容につきましては、国・県が主体となりまして、建築関係の業界団体の皆様に対しまして、県内ですと東・中・西の地域別ですとか、初級者向けあるいは中・上級者向けなどの対象者別に説明会や講習会を開催されております。

それから本市においての取組ということになりますけれども、これらの講習会、説明会の情報についてホームページで周知するとともに、市内の建材流通業者さん7社に対しましてこれらの説明会や講習会の案内チラシを置かせていただいて、特に個人事業主の方への周知ということでの周知を図っておるところでございます。これらについては今後も引き続き行っていく予定でございます。

それから②の都市計画区域外の確認申請対象の拡大ということにつきましては、特にまた市民への皆様への影響が大きいということもございまして、都市計画区域外にお住まいの皆様に対して自治会さんを通しまして周知をさせていただこうということで、このチラシを配布させていただこうというふうに考えております。

チラシの内容でございますが、資料04-3になりますけれども、お示しをいたします。今まで今回御説明をした内容をこのようなチラシ2ページにまとめまして、自治会さんのほうから皆様方へ配布をさせていただこうということを考えております。

その資料の2ページ目になりますが、本市の都市計画区域外というところにつきましては、ちょっとその地図の青く塗り潰しておるところでございますが、大高地区、県地区ということになります。これらについては今年中を目途に自治会さんのほう通じまして皆様方にお知らせをしていこうというふうに考えておるところでございます。

それで、最初の資料に戻りまして、最後に、3番目の項目でございますが、今後の予定についてということでございます。改正法を全面施行されますと、確認申請や完了検査業務における審査項目の大幅な増加が見込まれることとなりますので、米子市手数料条例の改正を検討しておるということでございます。

報告については以上でございます。

**○西野委員長** 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見を求めます。

森田委員。

**○森田委員** 何点か聞かせていただきたいんですが、特に省エネ法のほうなんですけれども、建材流通商社7社へ説明会・講習会の案内チラシを配布しとあるんですけれども、ハウスメーカーさんとか割と影響が大きいんじゃないかなというのを推察するんですが、そこに対する対応であったりとかってというのは行っているのかというところをまず伺ってきたいと思います。

**○西野委員長** 神門建築相談課長。

**○神門建築相談課長** おっしゃいますように、住宅に関する影響が今回は大きいので、ハウスメーカーさんのほうにおかれても、ハウスメーカーも全国あるいは県内や山陰地方を中心に営業されてるところがございます。これらの方々につきましては、特に国や県が説明会、建築関係業界団体のほうにはしております、そちらのほうからは周知をされておりますので、あわせて、窓口あるいはお電話なんかでも随時相談、説明はお受けしておりますので、そういったところから周知はされているんだというふうに今は理解しております。

**○西野委員長** 森田委員。

**○森田委員** 影響大きいと思いますので、丁寧に対応していただきたいなところと、あと審査項目の増加というところで、これはハウスメーカーであったりとか申請側も大変だと思うんですが、審査する側もある程度労力がかかるというふうに思っております、そういったところの人員配置も含めました体制整備というのはどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

**○西野委員長** 神門建築相談課長。

**○神門建築相談課長** 御指摘のように審査項目はかなり大幅に増えますので、おっしゃるような問題っていうところは今後、実際にやるっていうところになりましたところを勘案して必要に応じて体制は整備をさせていただこうかなというふうに考えておるところでございます。以上です。

**○西野委員長** 森田委員。

**○森田委員** そちらもよろしくお願いします。それと省エネ改修の場合は固定資産税減免措置とか、そういったこともされてると思うんですけれども、この省エネ基準の適合住宅を新築する際にそういう固定資産税の減免など、そういったことをお考えなのか伺いたいと思います。

**○西野委員長** 神門建築相談課長。

**○神門建築相談課長** 固定資産税の減免のことにつきましては、ちょっと都市整備部の所管ではございませんけれども、現在の制度の枠内の範囲で御説明をさせていただきますと、今回省エネ法の省エネ基準が義務化されるということになりますと、これはもう世の中当たり前のこととして、こういった住宅にはしていただかないといけないということになりますので、これまで既存の構造についての我々の住宅を整備する側の義務としては、言っただけなんです、当たり前のことになってきます。ただし、省エネ基準も高い基準とか低い基準というのがございますので、高い基準をクリアするっていうことで住宅などを整備していただくということは別途認定という行為もございます。そういったところについま

しては、現在においても所得税の減免あるいは固定資産税の減免の制度がございますので、そちらのほうは、これ国や税務当局のほうのことになりますけれども、今後、現在のところはそういうところで優遇措置が取られているというところでございます。以上です。

○西野委員長 森田委員。

○森田委員 長期優良住宅の部分での措置とかもあると思いますし、そういったことなのかなと思うんですけども、よく聞く話で、割と收入的にローンが組みにくいみたいな話とかも今伺うこともあったりしまして、当たり前はこの基準をクリアしていくとなるとそれなり、どの程度か分かりませんが、追加のコストは当たり前にかかってくるだろうというところがございます、それで家建てるっていうのを考えてる方が、今でさえローコスト住宅でもそれなりの価格になってしまっているという話もハウスメーカーさん等から伺ったりしますので、そういったところもトータルで勘案しますとなかなか、そういったところも考えられてもいいのかなって思っただけの質問させていただいたんですが、一方で、省エネ化することによって光熱費がある程度抑えられるんじゃないかというところで、何か長い目で見たらその部分も回収できるんじゃないかなという議論もありますので、そういったこともトータルに見ていただきたいなというふうに思います。以上です。

○西野委員長 ほかにございませんか。

錦織委員。

○錦織委員 先ほど人員体制についてはこれからということですけども、だから大体どのくらい、今の何倍の業務が増えるとか、それからそれが何人役だということはこれからじゃないと分らん、これからですかね。

○西野委員長 神門建築相談課長。

○神門建築相談課長 審査項目が大きくなるとか、増大しますけれども、これについては今の木造住宅の基準と比較して大きくなるということでございまして、もともと審査する項目は中・大規模の建築物についてと同じものになってまいりますので、件数にもよるんですけども、今後実際にやっていくというところについて実証的に感覚をつかんで、もうどうしてもということになるとそこからちょっと検討しないといけないのかなというふうには思っておりますのと、これは全国で起こっている状況でございますので、県内各市あるいは全国の状況見ながらできるだけ皆様に御迷惑かからないような体制は必要かなというふうには思っているところですので、そういったところからの検討は必要かなというふうには思っているところでございます。

○西野委員長 錦織委員。

○錦織委員 分かりました。労務過多にならないように、ぜひ人員の配置なども適切にさせていただきたいなというふうに思います。

それと全国でやられてることなのでですけども、こういった省エネ化をやるということで、大体この規模だったらどのくらい、今省エネやらないのと今回やるのとではこのくらい違いますよみたいな、ああいうチラシでもあれば、ちょっとそれはかかるかもしれないけれどもっていうインセンティブになるのかなというふうに思いますので、そういうのはどっか国とかなんとかが考えるんですかね、県とかが。ちょっとどうでしょうか。

○西野委員長 神門建築相談課長。

○神門建築相談課長 そうですね、建築にかかる費用は、その土地土地ですとか物によっ

て変わってまいりますけども、比較の問題として今回の改正法によるものの比較っていうことも確かに必要だとは思いますが、どうしても資料、情報は国・県などの情報からこちらでも把握してまいりたいとは思っておりますけれども、昨今の労務費の上昇ですとか、そういったところはどちらかというとそちらの影響も大きいと思いますのと、今回の義務化される省エネ基準につきましては、もう既に建物、例えば断熱材を入れたり、空調や給湯設備を省エネ基準に合ってるものにするっていうものにつきましては、もう既に市場に何年も前からかなり出回っておるものでございまして、義務化される以前からもう既に基準を満たしているものは相当あるという数字はもう出回っておりますので、今回の義務化による増減というのは、若干はないというわけではありませんけども、既に市場では織り込まれてるんじゃないかなという感覚は持っておるところでございます。以上です。

○西野委員長 よろしいですか。

○錦織委員 はい。

○西野委員長 ほかにございませんか。

吉岡委員。

○吉岡委員 先ほどの確認申請と完了検査業務負担増加の件ですが、今この業務の外部委託比率ってどれくらいなってますでしょうか。

○西野委員長 神門建築相談課長。

○神門建築相談課長 ちょっと細かい数字は持っておりませんが、大体95対5、市が受け付ける分が全体の5%っていう比率になっておるところでございます。以上です。

○西野委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 その市が受けている5%残してる理由というのはありますか。

○西野委員長 神門建築相談課長。

○神門建築相談課長 これはあくまで市に確認申請を出すのか、市以外ですと国や県が免許与える民間確認検査機関というのがございますが、そちらに出すのかということにつきましては、もう専ら申請者さん側の選択でございまして、結果としまして今先ほど申し上げたような比率になっているというところでございます。以上です。

○西野委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 ということは市の負担を減らすにはなるべく民間業者さんに出していただくということを進めるっていうことになるのかなと思いましたが、その辺検討していただくのと、あとちょっと飛躍したことで申し訳ないんですけど、今回この民間の新築の住宅に関して義務化というのは、ある意味遅きに失したかなというふうには思っておりますが、これがさらに進んで、既存の建物の、しかも公の、公立の建物に広がっていくという、修繕ですね、省エネ改修の義務化みたいなことに広がっていくというような見通しは持っておられますでしょうか。

○西野委員長 神門建築相談課長。

○神門建築相談課長 この義務化は、早い遅いは評価いたしませんけれども、御案内のとおり国が2050年カーボンゼロというのを目指している中の建築物のほうへの対応ということでございまして、現在持ってる情報では既存部分についての義務化っていうところの情報はまだ持ち合わせておりませんが、今後、今、国の定めている省エネ性能の基準そのものを上げていくことによって、さらなる省エネルギー性能の高い建築物を建築していこ

うというような方向性でいっておられるというふうに理解しております。以上です。

○吉岡委員 ありがとうございます。

○西野委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○西野委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午前 11 時 30 分 休憩

午前 11 時 33 分 再開

○西野委員長 都市経済委員会を再開いたします。

次に、経済部から3件の報告がございます。

初めに、「元老人憩いの家」跡地利活用促進事業について、当局からの報告をお願いいたします。

田仲観光課長。

○田仲観光課長 そういたしますと、「元老人憩いの家」跡地利活用促進事業につきましてでございますけれども、この事業は平成31年3月に用途廃止しました高齢者向け施設の跡地につきまして、皆生温泉エリア全体のブランド力向上を目的として活用を図る事業でございます。活用に当たりましては、公民連携対話窓口「いっしょにやらいや」によりまして意欲ある民間事業者を選定し、事業を進めているところでございます。

このたび選定した事業者から一部計画を変更する旨の申出がございましたので、現在の状況を報告いたします。

令和3年3月の事業者からの提案では跡地の利活用につきましてグランピング施設で計画をされておりましたが、現状ではホテル計画に変更となりました。なお、変更後の計画につきましても公募要件に合致したものでございまして、現在、令和7年中の開業を予定されております。

計画が変更となった理由としましては、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴いグランピング業界の規模が縮小し、事業収益の見通しが不透明になったと事業者で判断されたためでございます。

また、事業開始が遅れた理由としまして、ホテル計画を検討する際に運營業者の選定に時間を要したためと事業者から伺っております。

以上の状況でございますけれども、現在開業に向けた準備が進められているというところでございます。

説明は以上でございます。

○西野委員長 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見を求めます。

森田委員。

○森田委員 何点か確認させていただきたいんですが、運營業者の選定に時間を要したところが遅れ理由の一つだったということだったんですけれども、公募で選ばれた事業者さんがこの運營業者を選定するのに時間がかかったというような認識でよいのか、まず確認させていただきたいと思います。

○西野委員長 田仲観光課長。

○田仲観光課長 森田委員おっしゃるとおりの認識でございます。

○西野委員長 森田委員。

○森田委員 そういたしますと、それで計画の一部変更でグランピングからホテルになったというのは結構大きな変更なのかなというふうに思うんですけども、この変更があったときに再度審査するようなこと、公募なので、ある程度審査項目が設けられて、それに沿って審査をして点数づけをして、公募で事業者さんが選ばれたと思うんですけども、結構大幅な内容変更だというふうに見受けられるんですけども、再度審査を行ったのか伺いたいと思います。

○西野委員長 田仲観光課長。

○田仲観光課長 今回、この資料にも記載しておりますけども、公募要件としまして皆生温泉エリアのブランド力を高める、国内外からの多くの人を呼び込むにぎわい拠点施設整備という要件は変わっておりませんので、再度の審査というのは行っておりません。以上です。

○西野委員長 森田委員。

○森田委員 ちょっと私の勉強不足なのかもしれませんが、公募要件は要件としてあった中で、審査をするときに、項目で何個か大きい項目、4つぐらいですかね、大きい項目がございまして、例えば施設の企画、コンセプトに関する事項であったりとか、事業の計画性、実現性に関する事項というところの項目を審査してこられたと思っておりまして、それは多分グランピングをする前提で、それが事業の計画性、実現性であったりとか、施設の企画、コンセプトという観点で審査をされてきたものだというふうに思っております。

その上で、ホテルに変わるってなったときにコンセプトも違えば計画性であったり実現性っていうところもかなり変わってくるんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺りってというのは審査をせずにどのように実際の事業実施に向けてその辺りのクオリティーとか質とか実効性というの担保しておられるのかというところを伺いたいと思います。

○西野委員長 田仲観光課長。

○田仲観光課長 先ほどの公募要件の件はお話をさせていただいたんですけども、それ以外に、やはり今回海側に建設される施設ということで、皆生温泉の海、砂浜というロケーション生かした施設であることというのは、これ当初の提案、募集要項にも記載されていることですので、それについて事業者のほうで遵守されるものと思っておりますし、また皆生温泉の最大の魅力であります温泉を全室利用されるホテルということで計画されますので、グランピングからホテル計画に変わったというところはございますけども、国内外からの観光客、宿泊客を受け入れる施設としては変わらないので、その辺認めさせていただいたというところでございます。以上です。

○西野委員長 森田委員。

○森田委員 公募の要件と審査項目というのは、公募、この要件に満たすような内容で出してくださいで、審査項目はこれで審査しますということなので、何か全くイコールではないのかなって思っているところが一つと、何か例えば公募したときはこれで出しました。



審査通って、選ばれました。全く違う計画を出す。オーケーですっていう、何の審査もなくオーケーをしてしまうっていうのがいいのか悪いのかみたいな話で、私の意図としては、なので、それだったら公募要件、審査項目に合った内容で計画書出します。それが通りました。後から変更しますっていうことがまかり通ってしまうのはあまりよくないんじゃないかなというところで、また新たな事業計画書なりを拝見して審査をしたほうがいいんじゃないかなという意図で今申し上げてるところなんですけれども、いかがでしょうか。

**○西野委員長** 石田文化観光局長。

**○石田文化観光局長** 先ほど森田委員からの御質問の中で審査をしているのかということがあったと思うんですけれども、変更の申請はいただいております。

ただ、公募のときのプロポーザル的な審査を行ったかと言われると、その部分ではしていないというのが事実ですけれども、当初提出いただいたものがグランピング施設というのを宿泊施設というふうに私どもは理解をしております。それで今回の変更申請に当たって、宿泊施設の中の形態が変わったということでの申請をいただいた中で、同様の宿泊施設を温泉を活用していただきながら造っていただけるということで、そういった厳格な審査ということといえばそこまではなかったかもしれませんが、そういったもので皆生のエリアにいい影響のいただける施設だということで今回の申請を受けて了承しているというところはございますので、森田委員の御質疑の中ですれば十分かどうかということもあるかもしれませんが、皆生のエリアにいい影響のある施設の内容だということは確認をしているところでございます。以上です。

**○西野委員長** 森田委員。

**○森田委員** 当初の趣旨に沿ったような利活用がされるのではないかとということで計画変更をオーケーだという話だったかと思っておりますので、今回はそれでいいとは思いますが、そこはなかなか、後から変更、変更で何でもオーケーだよというようなことにならないように気をつけていただきたいというふうに要望をしておきたいと思っております。以上です。

**○西野委員長** ほかにございませんか。

吉岡委員。

**○吉岡委員** 今、森田委員の御意見伺ってて思ったんですが、まず皆生温泉エリアのブランド力を高め、そのブランディングに資する宿泊施設を造っていただくということが目的であれば細かい計画は問わないということですが、では、米子市が求める皆生温泉のブランド、どこにポテンシャルがあるというふうに考えておられますか。

**○西野委員長** 田仲観光課長。

**○田仲観光課長** 皆生温泉のポテンシャルというお尋ねだと思うんですけれども、やはり一番の皆生温泉の魅力というのは、海、砂浜に近い温泉地というのは一番の魅力であるという具合に感じております。そういった辺りは県内外にPRをしながら誘客を図っているというところでございます。以上です。

**○西野委員長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** 海の近くに温泉がある温泉街ってたくさんあると思います。その中で皆生温泉がどのようなところを目指して、それに寄与する施設を造っていただくっていうのは、米子市がまず方向性をきっちりと示さないと事業者さんの側もどういうところ造っていい

のか。そういうところの曖昧さがあるためにグランピング施設でもいいし、ホテルでもいいしってような事業になってしまっていると思いますので、その辺りしっかりまちづくりの中で皆生温泉、どこを推していくのか、海と温泉があるまちのどこと差別化をするのかってことはしっかりと練った上で事業者さんに提案をしていただくというふうにしっかり庁内で検討していただきますよう要望します。以上です。

**○西野委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○西野委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

次に、米子アリーナ整備事業の進捗状況について、当局からの報告をお願いいたします。

成田スポーツ振興課長。

**○成田スポーツ振興課長** そういたしますと、米子アリーナ整備事業の進捗状況について御報告をさせていただきます。資料のほうを御覧ください。

鳥取県と米子市が共同で整備を進めております米子アリーナ整備事業につきまして、令和6年3月21日に締結いたしました事業契約に基づきまして事業を進めているところでございますので、現在の進捗状況及び今後の予定を報告いたします。

資料の1、現在の進捗状況を御覧ください。

まずは、米子市民体育館解体撤去業務関係についてでございます。

6月の本委員会におきまして御報告させていただいておりましたけれども、事業契約締結後に実施いたしました調査の結果、市民体育館からアスベストが検出されておりました。アスベストの処理に当たりましては、工期への影響が見込まれていたところでございましたが、事業者と詳細について調整した結果、解体撤去工事の工期を2か月延長するということといたしました。

工期を2か月延長することによりまして、令和9年3月に予定しておりました米子アリーナの供用開始予定期限も2か月程度延長する見込みとなりました。

続きまして、米子アリーナ基本設計業務関係についてでございます。

地元住民、競技団体関係者、福祉団体関係者との意見交換会におきまして伺ってありました要望事項を基本設計に反映させる調整に時間を要したこともありまして、アスベスト対応に伴う工期の延長期間に合わせて基本設計期間も2か月延長して対応いたしました。

基本設計に反映させることといたしました主な見直し内容につきましては資料に記載のとおりでございますが、駐車場の駐車台数を増大するなどの見直しをさせていただいております。

資料の2、今後の予定を御覧ください。今後は、アスベスト調査に伴う工期の延長及び費用の増額、基本設計における内容の見直しなどによる変更につきまして事業契約を変更する必要がございます。

まずは、事業契約の主な変更内容についてでございます。

工期につきましては、アスベスト処理に伴う市民体育館解体撤去工事の工期延長期間が2か月であることが分かりましたので、設計、施工に係る工期末も2か月後ろ倒しすることといたしまして、米子アリーナの供用予定開始期限も令和9年6月1日までといたします。ただし、米子アリーナ及び東山公園内体育等施設の維持管理、施設運営も含めまして令和24年3月31日までとしております事業全体の契約期間については変更いたしません。

ん。

契約金額につきましては、アスベスト処理に伴う費用ですとか基本設計見直しに伴う米子アリーナ整備費及び維持管理運営費の増減などにつきまして事業者と調整を重ねているところでございますが、トータルで4,000万円程度の増額となる見込みでございます。続きまして、事業契約変更に向けた今後のスケジュールについてでございます。

契約金額の増額に伴いまして債務負担行為を増額する必要があるございますので、12月市議会の先議で提案いたします。

債務負担行為額の増額を議決いただけましたら、事業者と変更契約の仮契約を締結いたします。

仮契約締結後、本契約締結の議案を12月市議会の最終日に提案させていただく予定でございます。

なお、アスベスト処理に伴います市民体育館解体撤去工事の増嵩費用につきましては、令和6年度の予算で支払う必要があるございますので、12月市議会に補正予算を提案いたします。

最後に、参考といたしまして、基本設計内容見直し後の配置計画及び外観のイメージ図を掲載しております。

報告は以上でございます。

**○西野委員長** 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見を求めます。

津田委員。

**○津田委員** ちょっと教えていただきたいんですけども、このアスベストがあるということは、建てられたのが昭和の40年代とかだったと、50年代の初めだったのか。60年。

(「40年。」と声あり)

40年代ですね。ということはもう絶対に住宅とかはアスベストが使われてるんじゃないかっていうふうに私は思ってるんですけど、そういうところは考えられてはおられなかったんでしょうか。

**○西野委員長** 成田スポーツ振興課長。

**○成田スポーツ振興課長** アスベストにつきましては公募を開始する前に事前に調査のほうはしておったところだったんですけども、その調査のときには検出はされておりました。

ただ、事業者決定後、整備事業者のほうから改めて調査を依頼されまして、その後、調査をした結果、具体的に出てきたところが屋根の下ぶき材というところなんですけれども、事前の調査でも屋根のほうは調査はしていたんですけども、その下ぶきというのが屋根本体の下に敷かれている防水シートの部分なんですけれども、ルーフィングとも言われてはいるんですけども、その部分についてはちょっと調査をしておりませんでしたもので、その屋根の材の中の部分までしてなかったというところで、このたびそれが判明したということでございます。以上です。

**○西野委員長** 津田委員。

**○津田委員** ということは屋根材だけがアスベストが使われてるってことなんですけど、

これから解体工事をどんどんしていくに当たって、ここも出た、ここも出たっていうことがないのでしょうか。

○西野委員長 成田スポーツ振興課長。

○成田スポーツ振興課長 解体撤去に向けましては、4月から準備工をしております、一応事業者のほうでもそういった懸念があるところについての調査というのは全て終わっております、実際はもう今は壊す作業に入っておりますので、もうそこについてこれから出てくるということはないという認識です。以上です。

○西野委員長 津田委員。

○津田委員 アスベストについては人体への影響もありますし、飛散等を防止していただくようにちゃんと専門業者がおられるってことで、費用もかなり取られると思いますが、これの人体の影響、周囲の環境等へのそういうところも十分に配慮していただきたいと思っています。以上です。

○西野委員長 ほかにございませんか。

中田委員。

○中田委員 地元のほうからの声は特に上がってきてはないので、改めてちょっと確認だけしときますが、今、内壁のいろんな木材とか建築資材を全部撤去して鉄筋コンクリートだけにして、それが約半分、山側のほうが解体されてますね。これからいよいよ山側ではない反対側の部分に入っていくんですけど、先ほど出たように騒音とか粉じんとかの部分余計効果として特に音とか出てくる部分になってくると思うんですけど、その辺については特に今のところは、私は特に地元からの苦情みたいなものは聞いてませんが、市のほうで把握してるのはどんな感じでしょうか。

○西野委員長 成田スポーツ振興課長。

○成田スポーツ振興課長 まさに山側が終わって、反対側のところが始まったばかりではあるんですけども、事業者のほうが対応はしていただいているんですけども、若干、直接市のほうに意見があったということはないんですけども、事業者のほうにちょっと意見があったというのは聞いておりますので、その辺り共有しながら丁寧に対応はしていきたいというふうに思っております。以上です。

○西野委員長 中田委員。

○中田委員 事業者のほうも開始前に再度連絡をしたり、回覧を回したりするようなことも取り組んでいただいて、割と丁寧に情報提供しながら進めていただいていると思うので、これからまた解体が終わると、解体するための重機は昭和町側から入ってきたわけで、今後もまたそれを帰っていくときも同じことだと思いますんで、通学路の問題がそのときも出てましたんで、あるんですけど、どんどん解体が進んでくると今度は搬出も逆に米川方面側のところでどんどん搬出されていくと思いますんで、中学校のほうの通学路としても時間帯が非常に幅が広いので、またぜひその辺は気をかけていただいて安全に進めていただきたいってことを要望しておきたいと思います。以上です。

○西野委員長 ほかにございませんか。

吉岡委員。

○吉岡委員 基本設計に反映させることとした主な見直し内容のところの一番最後の太陽光パネルの設置容量に伴う屋根の仕様強化というところですが、この太陽光パネルの設

置可能容量を増やしたというのはどこから来た御意見ですか。

○西野委員長 成田スポーツ振興課長。

○成田スポーツ振興課長 太陽光パネルにつきましては、環境省の脱炭素先行地域づくり事業を活用いたしましてP P A事業者が設置をする予定にもととしておりました。当初、50キロワットということで計画をしておったところなんですけれども、脱炭素先行地域づくり事業の本市の目標が800キロワットということもありまして、そちらの目標達成に近づけるために米子アリーナの容量を増やしたというところでございます。以上です。

○西野委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 これP F I 事業ですよ。

○西野委員長 成田スポーツ振興課長。

○成田スポーツ振興課長 こちらはP F I 事業とは切り離しておまして、脱炭素先行地域づくり事業を活用してやるということですね、別事業で行います。

○西野委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 それに関する市の事業に関してP F I 事業の仕様変更が起こるっていうことって、こんなに簡単に予算だけで決めていいものですか。

○西野委員長 成田スポーツ振興課長。

○成田スポーツ振興課長 もちろん予算が増えることになりますので、増やすことについては中で協議はさせてもらってるんですけども、増やすことによってかかる費用というのがあるんですけども、それ以上に、効果額のほうを試算したところ、それ以上の設置にかかる費用については回収をできる見込みだというところでさせていただくということで計画をさせていただいてるところです。以上です。

○西野委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 そういう費用対効果の問題ではなく、それも含めてですけど、何か一度仕様発注したものを後から、業者さんが決まってから米子市の事情で変えるっていうことが、でも予算上げて、それが通って、費用対効果出てますからいいですって、そういうふうにしてしまうと何かP F I とかP P P そのものがゆがんでしまうような気がするんですけど、気のせいでしょうか。

○西野委員長 成田スポーツ振興課長。

○成田スポーツ振興課長 そうですね、そこについてはもともと50キロワット以上ということに要求水準のほうではさせていただいて、それ以上であれば幾らでもいいということであって、当初の提案が50だったということで、そのようにさせていただく予定だったんですけど、別事業だということもありますので、先ほど言いましたように費用対効果を考えながら増やすということでさせていただきたいというふうに思っております。

○西野委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 50以上で最初をお願いしてるってことは、追加の費用発生しないっていうことでよろしいですか。

○西野委員長 成田スポーツ振興課長。

○成田スポーツ振興課長 追加の費用は発生します。

○吉岡委員 ちょっとそれおかしいと思うんですけど……。

○西野委員長 挙手を。

吉岡委員。

○吉岡委員 最低限議決必要ではないでしょうか。

○西野委員長 成田スポーツ振興課長。

○成田スポーツ振興課長 変更契約を締結させていただく際に議決が必要になります。

○吉岡委員 了解しました。

○西野委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○西野委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、指定管理者候補者の選定結果について、当局からの報告をお願いいたします。

大塚文化振興課長。

○大塚文化振興課長 それでは、指定管理者候補者の選定結果について御報告いたします。

資料記載のとおり、対象施設は文化振興課所管の米子市文化活動館でございます。こちらにつきましては、現在の指定管理期間が令和7年3月31日をもって終了しますことから、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間の指定管理者候補者を選定するため公募を行ったところでございます。

公募期間は令和6年7月8日から8月16日まででございまして、この公募に対しまして旭ビル管理株式会社及び社会福祉法人ぱれっとの2件の申請をいただきました。

このため優先交渉順位を決定する必要がございましたので、まず経済部におきまして指定管理者候補者選定会議を実施いたしまして、申請者ごとに指定管理者候補者の評価を行ったところでございます。その評価に基づきまして、米子市指定管理者候補者選定委員会へ旭ビル管理株式会社を優先交渉権第1位とする指定管理者候補者案を諮問いたしました。

その後、資料の2ページから3ページのとおり、本市案を了承する答申をいただきましたので、旭ビル管理株式会社を最終的な候補者として決定いたしました。

続いて、資料の4ページは、評定点数の比較のためにまとめました選定結果一覧表となっております。

5ページから6ページに各申請者の評価票がございます。

資料の7ページは本市が算出した文化活動館の収支試算書でございまして、資料8ページは指定管理者候補者選定基準・評価票における評価の説明となっております。

説明は以上でございます。

○西野委員長 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様、質疑、御意見お願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○西野委員長 なしということで、以上で全ての報告案件が終わりました。

都市経済委員会を閉会いたします。

午後0時02分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

都市経済委員長 西 野 太 一